競売物件の入札をするには，
入札書毎に下記の各書面が必要となります。

●暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**（個人・法人を問わず）

- **入札時に提出がないと入札が無効となります（追完不可）。**
- **記載に不備があった場合，入札が無効になる場合があります。**
- 提出後の訂正はできません。

※「陳述書」の書式は執行官室にて配布します。

●個人の場合 **住民票**　　法人の場合 **資格証明書**

- **入札時に提出がないと入札が無効となります（追完不可）。**
- 個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
- 住民票は，氏名・住所・生年月日・性別の記載があり，
  マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
- 入札する日において発行後３か月以内のものを提出してください。

●宅地建物取引業者の場合　**宅地建物取引業の免許証の写し**

- 有効期限内のものを提出してください。

※ 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者がいる場合は，
別紙「**自己の計算において買受けの申出をさせようとする者**に関する事項」
さらに，自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が法人の場合は，
別紙「**自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（法人）の役員**に関する事項」
も，提出してください。

令和　７年（ケ）第　　４１号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１７日
大津地方裁判所民事部執行係
裁判所書記官　井　上　　浩

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　１日　午前　９時００分から 令和　８年１２月　８日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１５日　午前１０時００分 大津地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月１２日　午前１０時００分 大津地方裁判所民事部執行係
特別売却実施期間	令和　８年１２月１８日　午前１０時００分から 令和　８年１２月１８日　午後　４時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１７日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。郵送による買受申出は，入札期間最終日の午後５時必着です。特別売却実施期間中の買受申出の受付は，期間中の金曜日（祝日を除く）の午前１０時から午後４時までです。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	170,000 136,000		34,000	72	0
備考					

令和　7年（ケ）第　　41号

物　件　目　録

1　所　　在　　高島市安曇川町中野字二ノ平

　　地　　番　　１１３９番２０

　　地　　目　　山林

　　地　　積　　３３０平方メートル

　　共有者　A　持分２分の１
　　共有者　B　持分２分の１

令和　7年（ケ）第　　41号

物　件　明　細　書

令和　8年　2月17日
大津地方裁判所民事部執行係
裁判所書記官　井　上　　浩

1　不動産の表示
【物件番号1】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号1】
本件共有者両名が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　7年（ケ）第　　41号

物　件　目　録

1　所　　在　　高島市安曇川町中野字二ノ平

地　　番　　１１３９番２０

地　　目　　山林

地　　積　　３３０平方メートル

共有者　A　持分２分の１
共有者　B　持分２分の１

令和７年(ケ)第４１号
令和７年９月１１日受理
令和７年１２月 10 日提出

現況調査報告書

大津地方裁判所
執行官　　山　下　洋　介

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　7年（ケ）第　　41号

物　件　目　録

1　所　　在　　高島市安曇川町中野字二ノ平

地　　番　　１１３９番２０

地　　目　　山林

地　　積　　３３０平方メートル

共有者　A　持分２分の１
共有者　B　持分２分の１

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	住居表示未実施
土地	物件１
現況地目	□宅地　（物件　　）　□公衆用道路（物件　　）　□農地（物件　　） □雑種地（物件　　）　■山林　　（物件　　）　□ □
形状	□公図のとおり　　■地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 □上記の者が本土地上に，下記目的外建物を所有し，占有している □上記の者が駐車場として使用し，占有している □上記の者が更地の状態で占有している。 ■上記の者が山林の状態で占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり □
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　　地方裁判所　　支部　平成　　年（　）第　　号 保管開始日　　平成　　年　　月　　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり

その他の事項

1　表札等

表札、看板等は設置されていなかった。

2　目的土地の状況等

（1）目的土地の図面関係

目的土地の公図は別紙のとおりであり、同公図は地図に準ずる図面（旧土地台帳附属地図）である。地積測量図は別紙のとおりである。（添付の別紙図面については、別に特段の記載がない限りＡ３サイズの図面をＡ４サイズに縮小して複写したものである。）

（2）目的土地の形状等

上記地図、地積測量図、高島市役所税務課の地番図及び現地の境界明示物（塀や、道路との境）等を参考に現地で目的土地を立入可能な範囲で簡易計測したところ、その辺長及び形状は概ね別紙の地積測量図に合致するものと認められた。

もっとも、目的土地の正確な地積、形状、範囲、境界の確定については専門家による測量を要する。

（3）目的土地の利用状況等

物件１土地は樹木、雑木、雑草が繁茂した状態であり、維持管理がやや劣っているように思われた。

（4）物件１土地の接面道路について

南西側で現況幅員約４メートルの舗装私道に概ね等高から約０．５メートル高く接している。北西側で現況幅員約４メートルの舗装私道に概ね等高から約０．５メートル高く接している。なお、目的物件は都市計画区域外に存在する。

同道路はいずれも安曇川環境有限会社名義で所有権の登記がなされている。

3　その他

目的物件所在地周辺は別荘地と思われる集落であった。集落の入口には安曇川環境有限会社の名前で次の趣旨の記載のある看板が設置されていた。

・びわこ台で土地・建物をお求めの方は以下の手続を必要とします。

びわこ台　分譲地維持管理契約

（水道・道路整備等の管理）

・びわこ台水道契約の利用申し込み

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年9月17日 （水） 15：45－16:00	高島土木事務所	目的土地の接道状況確認
令和7年9月17日 （水） 16：15－16:30	高島市役所	目的物件の地番図等交付申請
令和7年9月17日 （水） 16：50－17:10	物件所在地	目的物件の所在確認、占有状況等確認
令和7年10月2日 （木） 12：30－13:00	物件所在地	立入調査、評価人帯同
令和7年10月8日 （水） 16：00－16:15	大津地方法務局	登記事項証明書、図面等請求
年 月 日（ ） ： － ：		
年 月 日（ ） ： － ：		

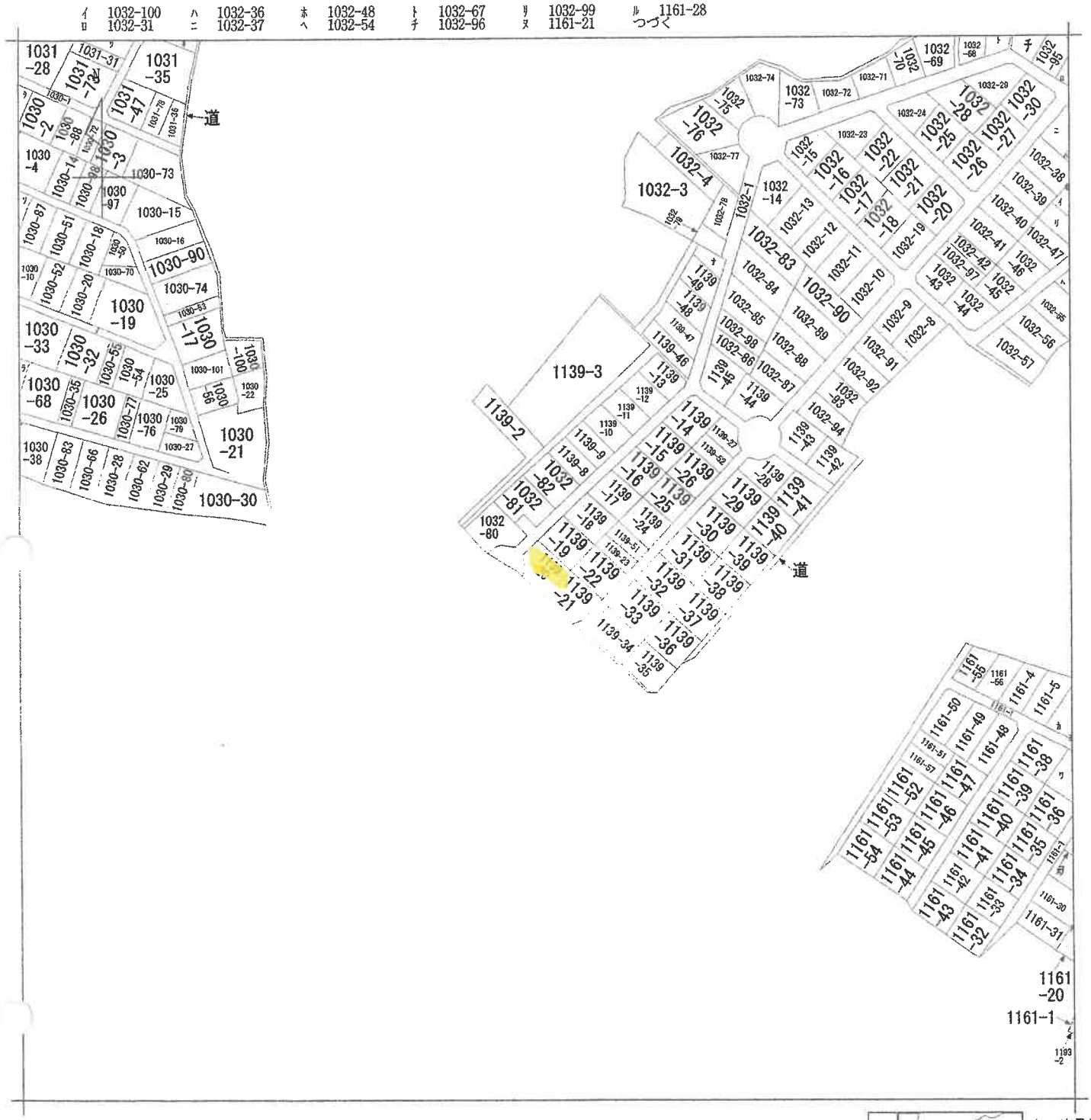
（特記事項）

□ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

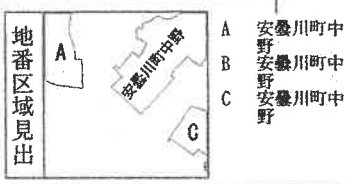
□ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので，立会人 を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

□



（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	高島市安曇川町中野字二ノ平				地番	1139番20		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	平成21年3月31日			備付年月日（原図）				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（大津地方法務局高島出張所管轄）

令和7年10月8日

大津地方法務局

5

請求番号：2-5　　登記官

ヲ　1161-29
ワ　1161-37
カ　1161-6
ヨ　1161-7
タ　1030-69
レ　1030-75
ソ　1030-92
ツ　1031-30
ネ　1031-34
ナ　1139-50
ラ　1030-78
ム　1030-85
ウ　1032-1
ノ　1030-1

請求番号：2-5
(2/2)

登記年月日：昭和43年12月28日

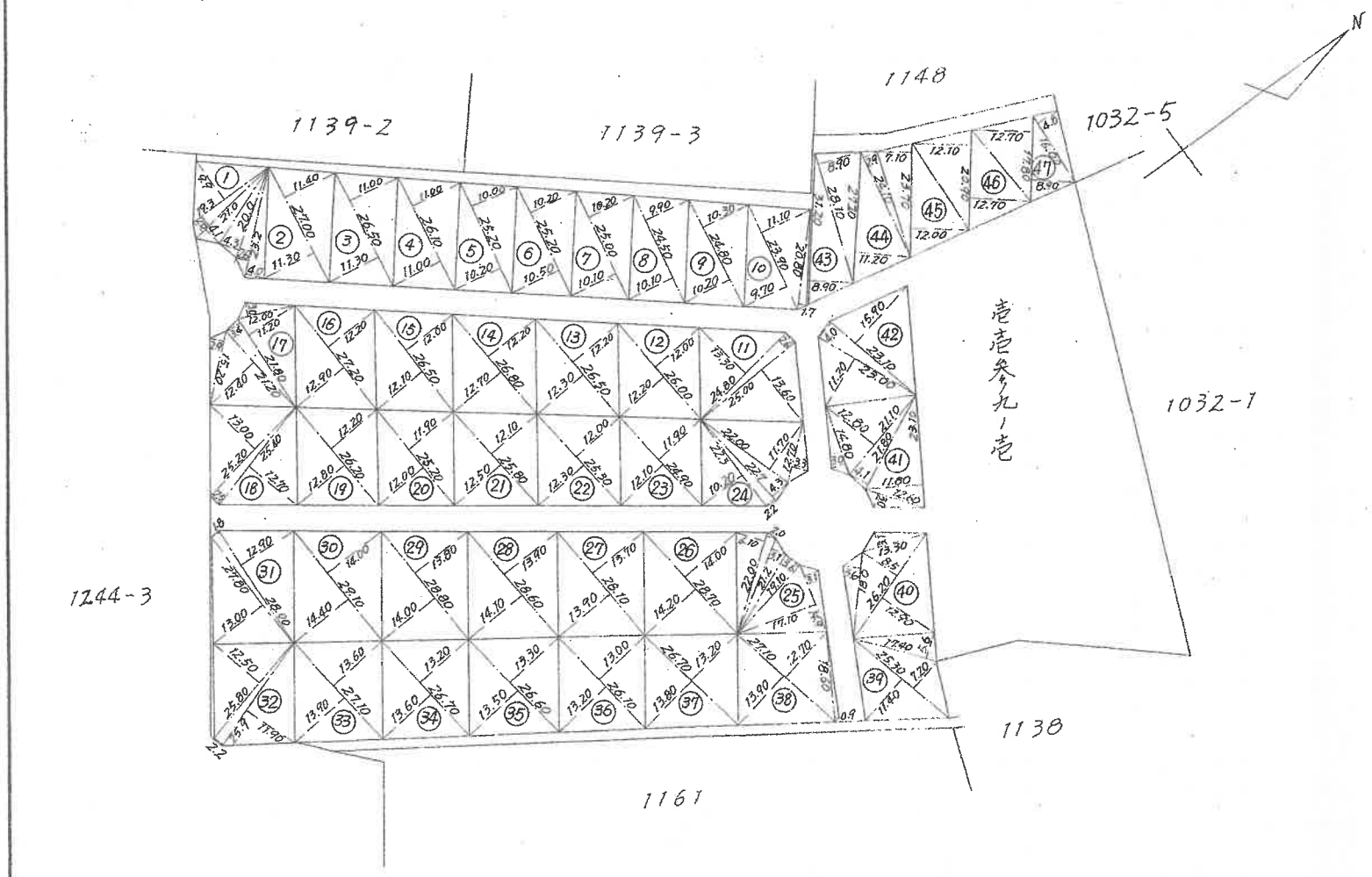
624535

(余白) + 1132-1, + 1139-51, -52

地積測量図

S 43.12.28 1/3

地番	1139-1, 1139-4~7, 1139-50
土地の所在	高島市安曇川町 [illegible] 字二ノ平



縮尺	1/1,000

作製年月日 昭和43年12月14日

作製者 土地家屋調査士 [illegible]

申請 [illegible]

(共文堂印)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大津地方法務局高島出張所管轄)
令和7年10月8日 大津地方法務局
登記官 [illegible]

請求番号：2-6

登記年月日：昭和43年12月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（大津地方法務局高島出張所管轄）
令和7年10月8日　大津地方法務局　登記官

動 + 1132-1, +1139-51, -52

地番 1139-1, -4, -7, -8 ～ -50

所在 高島市安曇川町 中野字ニノ平

624536

43.12.28

ｸﾞﾘｯﾄﾞ	符号	算式	倍面積
1		√19.30 X 9.90	√191.07
		√21.00 (2.80 + 4.10)	√144.90
		√20.00 X 4.30	√86.00
		√23.20 (2.60 + 4.00)	√153.12
	計		575.09
	½		287.545
2		√27.00 (11.30 + 11.40)	√612.90
	½		306.45
3		√26.50 (11.30 + 11.00)	√590.95
	½		295.475
4		√26.10 (11.00 + 11.00)	√574.20
	½		287.10
5		√25.20 (10.20 + 10.00)	√509.04
	½		254.52
6		√25.20 (10.50 + 10.20)	√521.64
	½		260.82
7		√25.00 (10.10 + 10.20)	√507.50
	½		253.75
8		√24.50 (10.10 + 9.90)	√490.00
	½		245.00
9		√24.80 (10.20 + 10.30)	√508.40
	½		254.20
10		√23.90 (9.70 + 11.10)	√497.12
		√20.80 X 1.70	√35.36
	計		532.48
	½		266.24
11		√25.00 (13.60 + 2.60)	√405.00
		√24.80 X 13.30	√329.84
	計		734.84
	½		367.42
12		√26.00 (12.00 + 12.20)	√629.20
	½		314.60
13		√26.50 (12.20 + 12.30)	√649.25
	½		324.625
14		√26.80 (12.20 + 12.70)	√667.32
	½		333.66
15		√26.50 (12.00 + 12.10)	√638.65
	½		319.325
16		√27.20 (12.20 + 12.90)	√682.72
	½		341.36
17		√12.00 X 3.00	√36.00
		√21.80 (11.20 + 3.40)	√318.128
		√21.20 X 12.40	√262.88
		√15.20 X 2.90	√44.08
	計		661.24
	½		330.62
18		√25.20 X 13.00	√327.60
		√25.40 (2.50 + 12.70)	386.08
	計		713.68
	½		356.84
19		√26.20 (12.80 + 12.20)	√655.00
	½		327.50
20		√25.20 (12.00 + 11.90)	√602.28
	½		301.14
21		√25.80 (12.50 + 12.10)	√634.68
	½		317.34
22		√25.30 (12.30 + 12.00)	√614.79
	½		307.395
23		√24.90 (12.10 + 11.90)	√597.60
	½		298.80
24		√22.30 X 10.20	√227.46
		√22.70 (2.20 + 4.30)	√147.55
		√22.00 X 11.70	√257.40
		√12.70 X 3.30	41.91
	計		674.32
	½		337.16
25		√14.90 (3.10 + 17.10)	√300.98
		√19.10 X 3.60	√68.76
		√21.20 X 3.10	√65.72
		√22.00 (2.00 + 6.10)	√178.120
	計		613.66
	½		306.83
26		√28.70 (14.00 + 14.20)	√809.34
	½		404.67
27		√28.10 (13.90 + 13.70)	√775.56
	½		387.78
28		√28.60 (13.90 + 14.10)	√800.80
	½		400.40
29		√28.80 (13.80 + 14.00)	√800.64
	½		400.32
30		√29.10 (14.00 + 14.40)	√826.44
	½		413.22
31		√28.00 (12.90 + 1.80)	√411.60
		√27.80 X 13.00	√361.40
	計		773.00
	½		386.50
32		√25.80 X 12.50	√322.50
		√25.90 (2.20 + 11.90)	√365.19
	計		687.69
	½		343.845
33		√27.10 (13.90 + 13.60)	745.25
	½		372.625
34		√26.70 (13.60 + 13.20)	√715.56
	½		357.78
35		√26.60 (13.50 + 13.30)	√712.88
	½		356.44
36		√26.10 (13.20 + 13.00)	√683.82
	½		341.91
37		√26.70 (13.80 + 13.20)	√720.90
	½		360.45
38		√27.10 (13.90 + 12.70)	√720.186
		√18.60 X 0.90	√16.74
	計		737.60
	½		368.80
39		√25.30 (11.40 + 7.20)	√470.58
		√17.40 X 5.60	√97.44
	計		568.02
	½		284.01
40		√26.20 (12.90 + 8.50)	√560.68
		√18.00 X 3.60	√64.80
		√13.30 X 3.10	√41.23
	計		666.71
	½		333.355
41		√12.60 X 3.60	√45.36
		√23.10 X 11.80	√272.58
		√21.80 X 4.10	√89.38
		√21.10 X 12.80	√270.08
		√14.80 X 3.00	√44.60
	計		721.86
	½		360.90
42		√23.00 X 11.20	√257.60
		√23.10 (4.00 + 15.90)	√459.69
	計		717.29
	½		358.645

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（大津地方法務局高島出張所管轄）
令和7年10月8日　大津地方法務局
登記官

登記年月日：昭和43年12月28日

新 +1132-1, +1139-51,-52

624537

地番 1139-4, -8～-50
所在 高島市安曇川町中野字二ノ平

ブロック	特号	算式	倍面積
43	✓	28.10×8.90	✓250.09
	✓	31.20×8.90	✓277.68
	計		527.77
	½		○263.885
44	✓	27.20×11.20	✓304.64
	✓	24.10×2.90	✓69.89
	✓	23.70×7.10	✓168.27
	計		542.80
	½		○271.40
45	✓	23.70×12.0	✓284.40
	✓	20.90×12.10	✓252.89
	計		537.29
	½		○268.645
46	✓	20.90×12.70	✓265.43
	✓	17.80×12.70	✓226.06
	計		491.49
	½		○245.745
47	✓	17.80×8.90	✓158.42
	✓	16.00×4.80	✓76.80
	計		235.22
	½		○117.61
	合計	✓	14994.65

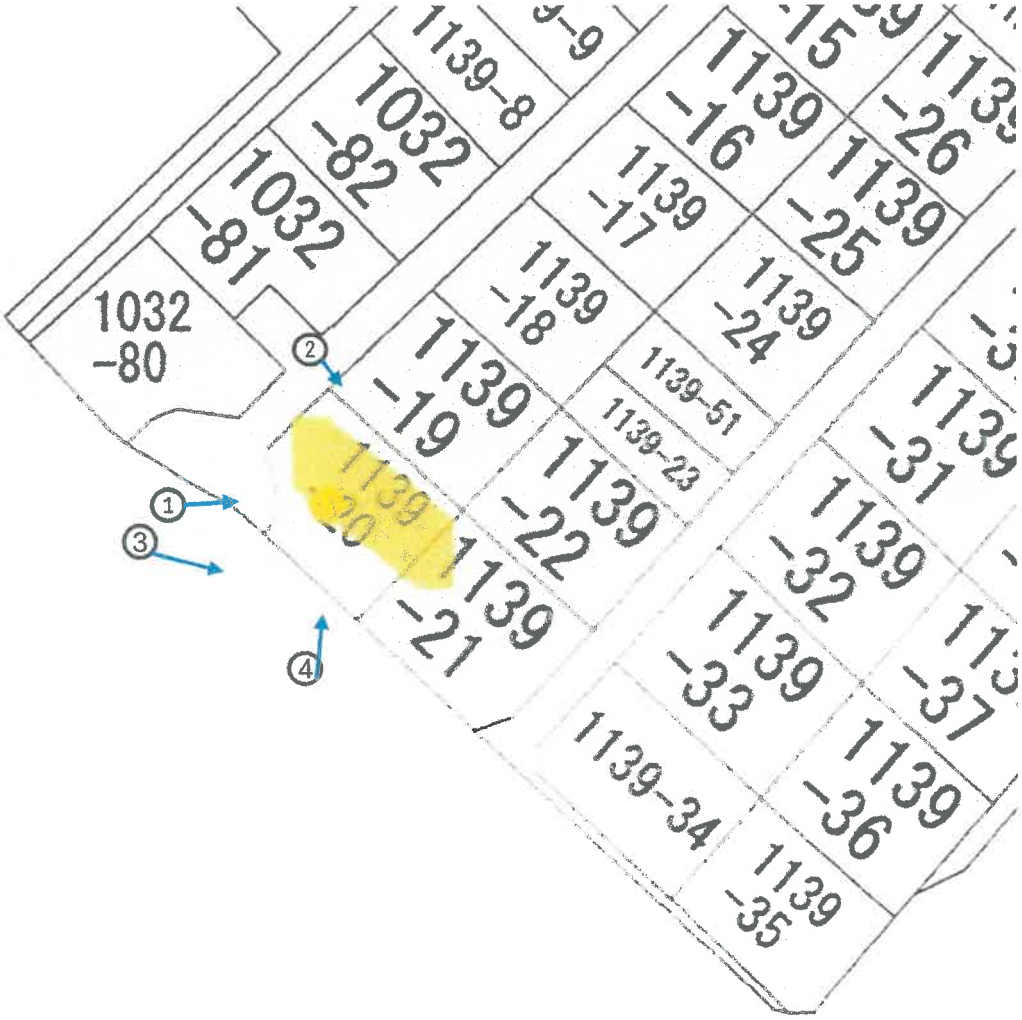
○ 14994.65

S 43.12.28

3/3

写真撮影方向図

（公図を一部引用）



写真撮影方向

	
①	②
	
③	④
⑤	⑥

令和　7年（ケ）第　　41号

求　意　見　書

浜　崎　大　祐　殿

令和　8年　5月29日
大津地方裁判所民事部執行係
裁判所書記官　井　上　　[redacted]

別紙物件目録記載の不動産につき，売却基準価額を，別紙のとおり変更することについて，意見を求めます。

本書面を受け取った日から7日以内に，下記欄に記載をして提出してください。

意　見　書

売却基準価額の変更は，

(1) 相当である。

(2) 不相当である。

(3) その他

8.5.29

令和 8年 5月 29日
評価人 浜崎 大祐 [redacted]

令和　7年（ケ）第　　41号

物　件　目　録

1　所　　在　　高島市安曇川町中野字二ノ平

　　地　　番　　1139番20

　　地　　目　　山林

　　地　　積　　330平方メートル

　　共有者　A　持分2分の1
　　共有者　B　持分2分の1

（別紙）

物件番号	前回の売却基準価額（円）	今回の売却基準価額（円）	一括売却
1	290,000	170,000	0

（備　　考）

令和　7年　（ケ）　第　　41　号
令和 7 年 10 月 2 日 現地調査
令和 7 年 10 月 14 日　評　価
発行番号　　競25-0273

大津地方裁判所　御中

評　　価　　書

＜土地(更地)用＞

評価人　　不動産鑑定士

浜　崎　大　祐

第1　　評価額

物件番号	評　　価　　額
1（土地）	金　290,000　円

第2　　評価の条件

1　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しをうけるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	「物件目録記載のとおり」	
番号	特記事項		

令和　７年（ケ）第　　４１号

物　件　目　録

１　所　　在　　高島市安曇川町中野字二ノ平

地　　番　　１１３９番２０

地　　目　　山林

地　　積　　３３０平方メートル

共有者　Ａ　持分２分の１
共有者　Ｂ　持分２分の１

第4　目的物件の位置・環境等

1　土地の概況及び利用状況等　　（物件　1　）

位置・交通	JR湖西　線「安曇川」駅の　北西　方・道路距離約　6,300　m （別添「位置図」参照）	
付近の状況	古くに開発された別荘地であり、住宅等が点在する他は、山林や雑種地等の未利用地が多く残存する地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	都市計画区域外
	用途地域	
	建ぺい率	－　%
	容積率	－　%
	防火規制	なし
	その他の規制	高島市景観計画（市全域）、高島市屋外広告物条例（第4種地域）、宅地造成等工事規制区域に指定されている。
画地条件	規模　330　㎡（公簿） 間口　約13.4m　　奥行　約17.4m(南東側)　　不整形	
接面道路の状況	南西側で幅員約4m程度の舗装私道（安曇川環境有限会社所有の登記地目山林）に概ね等高から約0.5m程度高く、北西側で幅員約4m程度の舗装私道（安曇川環境有限会社所有の登記地目山林）に概ね等高から約0.5m程度高く接面する二方路画地。	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供給処理施設（注）	上水道　なし ガス配管　なし 下水道　なし	
土壌汚染等	当該物件には水質汚濁防止法にもとづく有害物質使用特定施設の届出はないことを確認した。 昭和56年の地図では、安曇川町の区割図のみが存し、住宅地図はなく、平成5年の住宅地図では建物等の記載はなく、平成20年の住宅地図では、現在とほぼ同じ敷地となっている。土地登記簿及び閉鎖登記簿によると、地目は従前より山林であった事が確認できた。また所有者については、昭和43年当時は「株式会社東宝ランド」の所有であり、昭和44年3月に売買を原因として個人へと所有権移転があり、平成9年4月に相続により個人へ、その後令和6年1月に相続を原因として現所有者に所有権が移転されて、現在に至っている。	
特記事項	・現地にて簡易計測の結果、目的土地の形状は公図及び地積測量図の形状に概ね合致し、目的土地の地積についても登記簿地積に概ね合致すると認められたが、目的土地の正確な地積・形状・範囲・隣地との境界は専門家による測量を要する。 ・目的土地は現況は山林であった。 ・目的土地は雑草・雑木等が繁茂している状況であり、目的土地の維持管理が劣っているように見受けられた。	

（注）供給処理施設における「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に当該施設の本管（以下、施設管）が通っており、通常の費用で敷地内へ引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、供給者での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。

第5　評価額算出の過程

1　基礎となる価格

① 物件1（土地）
目的土地の更地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格（円/㎡）ア	個別格差 イ	地積（㎡）ウ	更地価格（円）ア×イ×ウ＝エ
1	4,100	0.50	330	680,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査　滋賀高島　（県）-11

公示価格等		時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
5,700円/㎡	×	99.2/100	×	100/103	×	100/133	＝	4,100円/㎡

◇時点修正　：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
◇標準化補正　：方位＋3　（相乗積　100/103 ）
◇地域格差　：

街路条件		接近条件		環境条件		行政条件		格差率
100/103	×	100/97	×	100/133	×	100/100	＝	100/133

イ 個別格差　：現況▲50、不整形▲3、二方路＋3　（相乗積　50.0/100 ）
ウ 地積　：登記数量による。

　注：計算結果の数値は、万円未満を四捨五入

2 評価額の判定
前記により求めた価格に、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件番号	基礎となる価格（円） （1①エ） ア	市場性修正 イ	競売市場修正 ウ	その他の控除減価（敷金等） エ	評価額（円） ア×イ×ウ×エ
1	680,000	0.70	0.60	1.00	290,000
一括価格（合計）					290,000

イ 市場性修正　：この種不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、社会的・経済的に衰退傾向にある過疎地域に存する現況山林である点等の理由により、なお、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

ウ 競売市場修正　：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

　注：計算結果の数値は、万円未満を四捨五入

第6　参考価格資料

地価調査価格　（ 滋賀高島(県)-11 ）

所　　在：　高島市朽木荒川字中海道526番1外

価　　格：　5,700　円/㎡

位　　置：　JR湖西　線「 安曇川 」駅の 北西 方・道路距離約　10,000　m

価 格 時 点：　令和　7 年　7 月　1 日

地　　積：　410　㎡

供給処理施設：　水道・下水

接 面 街 路：　南　7　m 県道西側道

用 途 指 定 等：　都市計画区域外　（建ぺい率　－　%、容積率　－　%）

防火地域の指定無

地 域 の 概 要：　農家住宅等が建ち並ぶ街道沿いの住宅地域

第7　附属資料

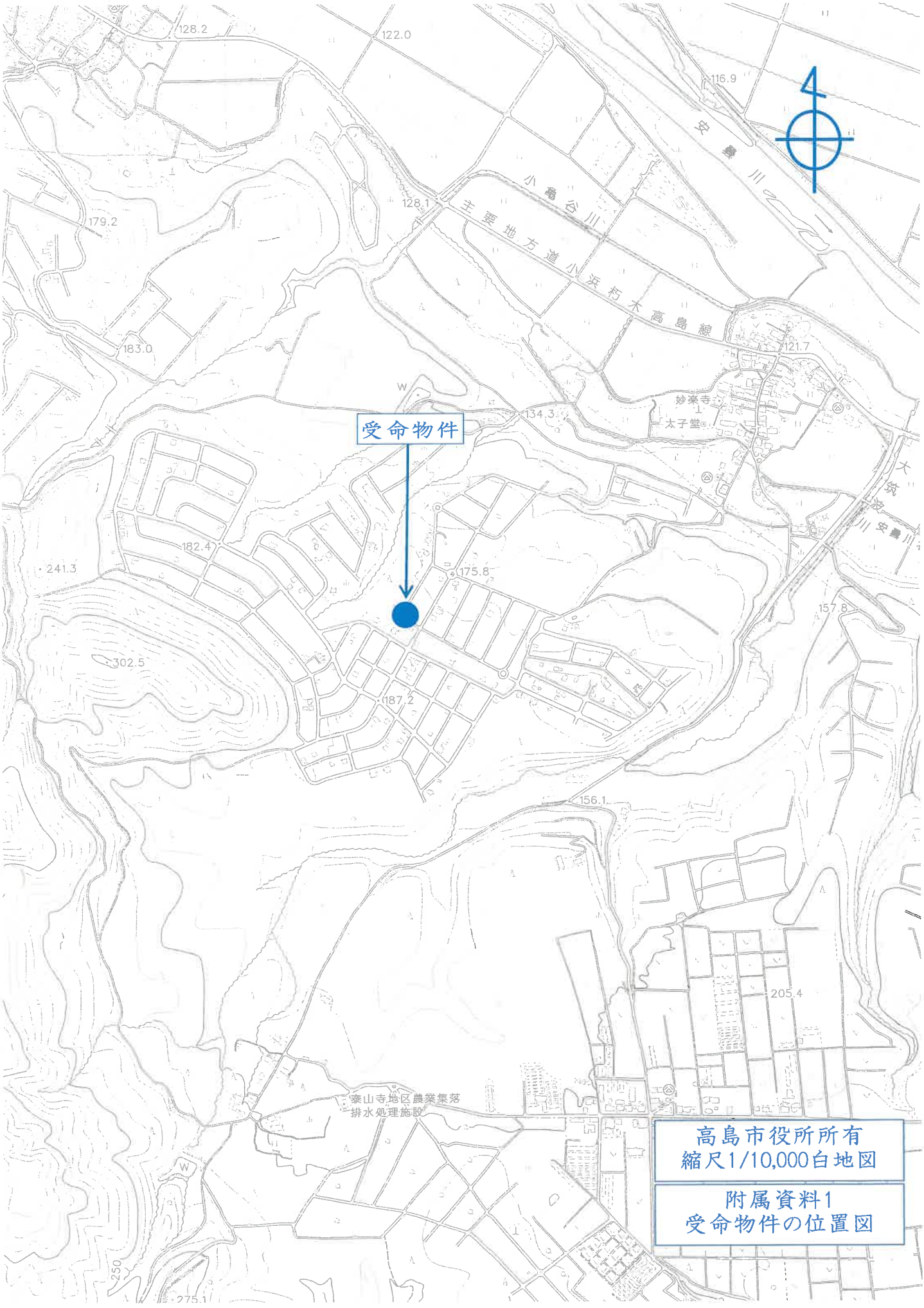
1　受命物件の位置図
2　公示地等の位置図
3　受命物件附近の状況図
4　公　図　写　し
5　地積測量図写し
6　写真撮影位置図
7　現　況　写　真

固定資産税評価額(令和7年度)

物　件　1：　5,181 円

以　上

附　属　資　料


受命物件
高島市役所所有
縮尺1/10,000白地図
附属資料1
受命物件の位置図



高島市役所所有
縮尺1/2,500白地図

附属資料2
公示地等の位置図



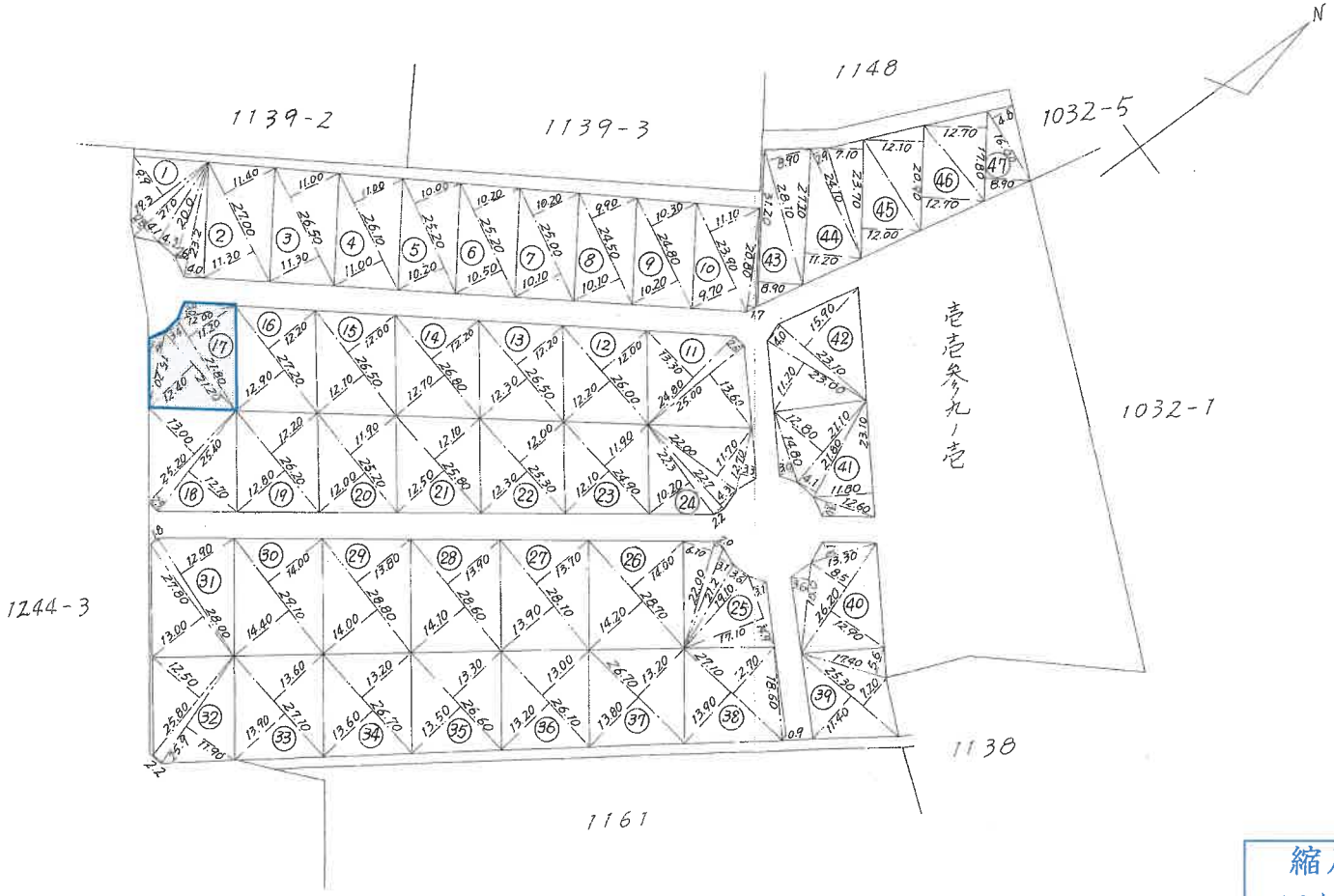
高島市役所所有
縮尺1/2,500白地図

附属資料3
受命物件附近の状況図



縮尺不明
A3をA4に縮小

附属資料4
公図写し



縮尺1/1000
A3をA4に縮小

附属資料5
地積測量図写し

(新) + 1132-1 , + 1139-51, -52

地番 1139-4, -8 ~ -50

所在 高島市安曇川町 中野字ニノ平

624536

43.12.28

2/3

No.	符号	算式	倍面積
1		19.30 X 9.90	191.07
		21.00 (2.80 + 4.10)	144.90
		20.00 X 4.30	86.00
		23.20 (2.60 + 4.00)	153.12
	計		575.09
	1/2		287.545
2		27.00 (11.30 + 11.40)	612.90
	1/2		306.45
3		26.50 (11.30 + 11.00)	590.95
	1/2		295.475
4		26.10 (11.00 + 11.00)	574.20
	1/2		287.10
5		25.20 (10.20 + 10.00)	509.04
	1/2		254.52
6		25.20 (10.50 + 10.20)	521.64
	1/2		260.82
7		25.00 (10.10 + 10.20)	507.50
	1/2		253.75
8		24.50 (10.10 + 9.90)	490.00
	1/2		245.00
9		24.80 (10.20 + 10.30)	508.40
	1/2		254.20
10		23.90 (9.70 + 11.10)	497.12
		20.80 x 1.70	35.36
	計		532.48
	1/2		266.24
11		25.00 (13.60 + 2.60)	405.00
		24.80 x 13.30	329.84
	計		734.84
	1/2		367.42
12		26.00 (12.00 + 12.20)	629.20
	1/2		314.60
13		26.50 (12.20 + 12.30)	649.25
	1/2		324.625
14		26.80 (12.20 + 12.70)	667.32
	1/2		333.66
15		26.50 (12.00 + 12.10)	638.65
	1/2		319.325
16		27.20 (12.20 + 12.90)	682.72
	1/2		341.36
17		12.00 X 3.00	36.00
		21.80 (11.20 + 3.40)	318.28
		21.20 x 12.40	262.88
		15.20 x 2.90	44.08
	計		661.24
	1/2		330.62
18		25.20 x 13.00	327.60
		25.40 (2.50 + 12.70)	386.08
	計		713.68
	1/2		356.84
19		26.20 (12.80 + 12.20)	655.00
	1/2		327.50
20		25.20 (12.00 + 11.90)	602.28
	1/2		301.14
21		25.80 (12.50 + 12.10)	634.68
	1/2		317.34
22		25.30 (12.30 + 12.00)	614.79
	1/2		307.395
23		24.90 (12.10 + 11.90)	597.60
	1/2		298.80
24		22.30 x 10.20	227.46
		22.70 (2.20 + 4.30)	147.55
		22.00 x 11.70	257.40
		12.70 x 3.30	41.91
	計		674.32
	1/2		337.16
25		14.90 (3.10 + 17.10)	300.98
		19.10 x 3.60	68.76
		21.20 x 3.10	65.72
		22.00 (2.00 + 6.10)	178.20
	計		613.66
	1/2		306.83
26		28.70 (14.00 + 14.20)	809.34
	1/2		404.67
27		28.10 (13.90 + 13.70)	775.56
	1/2		387.78
28		28.60 (13.90 + 14.10)	800.80
	1/2		400.40
29		28.80 (13.80 + 14.00)	800.64
	1/2		400.32
30		29.10 (14.00 + 14.40)	826.44
	1/2		413.22
31		28.00 (12.90 + 1.80)	411.60
		27.80 x 13.00	361.40
	計		773.00
	1/2		386.50
32		25.80 x 12.50	322.50
		25.90 (2.20 + 11.90)	365.19
	計		687.69
	1/2		343.845
33		27.10 (13.90 + 13.60)	745.25
	1/2		372.625
34		26.70 (13.60 + 13.20)	715.55
	1/2		357.78
35		26.60 (13.50 + 13.30)	712.88
	1/2		356.44
36		26.10 (13.20 + 13.00)	683.82
	1/2		341.91
37		26.70 (13.80 + 13.20)	720.90
	1/2		360.45
38		27.10 (13.90 + 12.70)	720.86
		18.60 x 0.90	16.74
	計		737.60
	1/2		368.80
39		25.30 (11.40 + 7.20)	470.58
		17.40 x 5.60	97.44
	計		568.02
	1/2		284.01
40		26.20 (12.90 + 8.50)	560.68
		18.00 x 3.60	64.80
		13.30 x 3.10	41.23
	計		666.71
	1/2		333.355
41		12.60 x 3.60	45.36
		23.10 x 11.80	272.58
		21.80 x 4.10	89.38
		21.10 x 12.80	270.08
		14.80 x 3.00	44.40
	計		721.80
	1/2		360.90
42		23.00 x 11.20	257.60
		23.10 (4.00 + 15.90)	459.69
	計		717.29
	1/2		358.645

A3をA4に縮小

附属資料5
地積測量図写し



附属資料6
写真撮影位置図

高島市役所所有
縮尺1/2,500白地図

①



②



③



④







附属資料7
現況写真